

3交通第228-17号
令和3年8月20日

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

・緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、7月下旬以降の感染拡大の状況に応じて、順次対策期を移行し、8月9日から、最も高い警戒レベルの「緊急事態対策期」に位置付け、県民の皆さんには、日中も含めた不要不急の外出・移動そのものを自粛いただくなど、最大限の感染防止対策についてご協力いただいているところです。

しかしながら、本県の新規感染者数の増加傾向は収まらず、感染のピークがなお見えない状況にあり、昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況と受け止め、本県をまん延防止等重点措置区域に加えることを国へ要請し、決定されたところです。

この度、本県のまん延防止等重点措置については、実施期間を8月20日（金）から9月12日（日）までの24日間、措置区域を高松市としました。

具体的な対策としては、1,000m²を超える大規模集客施設等について、高松市内は、営業時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とし、高松市以外も同様の時間での協力要請を行います。1,000m²以下の施設等については、営業時間を午後9時までとする協力依頼を行い、入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底等を依頼します。

また、イベントの開催については、人数5,000人以下（屋内）とする協力要請に加えて、県内全域で、開催時間の短縮（午後9時まで）の協力を要請します。

県民の皆様に対しては、引き続き、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の協力を要請するとともに、営業時間の変更を要請した時間（午後8時）以降、飲食店にみだりに入りしないよう、協力を要請します。

事業者の皆様に対しては、在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう協力を依頼します。

つきましては、貴職におかれまして、「緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策」（資料1）、「香川県まん延防止等重点措置」（資料2）及び「催物（イベント等）の開催に係る留意事項」（資料3及び別紙1～4）を、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先へ周知いただくとともに、対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。